

## 農薬の適正使用について

### ① 農薬を使用した後の散布機の洗浄

- ・ タンク内やノズルは十分に洗浄すること。
- ・ 散布ホースには、散布薬が残存するため、真水を吸引させ、十分に洗浄すること。
- ・ 同時にコックを操作するなどして、真水を余水口側のホース内にも通し、十分に洗浄すること。
- ・ 洗浄によって出てくる液は、地下水や用水に影響が無い場所で適切に処理すること。

### ② ラベルを確認し、作物登録・希釈倍数・使用回数・使用方法等を確認してから使用する。

### ③ 散布する際には風向きに注意し、通行人や周辺農産物への飛散を避ける。

## 農薬保管管理について

- ① 登録切れ農薬や空き容器は、JAの農薬回収などを利用し適切に処分する。
- ② 農薬は鍵のかかる保管庫に保管し、農薬倉庫にも鍵をかける。また、使用しないときはいつも鍵をかけておく。
- ③ 毒劇物を保管する場合、表示用のシールを張る。毒劇物が盗難にあった場合は警察に速やかに届ける。
- ④ 農薬倉庫には、出荷物や出荷用資材を置かない。
- ⑤ 開封した農薬は、蓋や空け口をきちんと閉める。